

定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成16年1月22日（木）

2 監査の対象 都市整備部所掌事務全般

計画課	都市計画事務、開発指導事務、屋外広告物規制、市街化区域等見直し、堀川周辺地区景観形成、街路事務、姫路高砂道路整備促進協議会設立準備、東部臨海地域整備、優良建築物等整備、港湾整備計画見直し
建築指導課	建築指導事務、わが家の耐震診断推進
市街地整備課	土地区画整理事務、土地区画整理助成、沖浜平津線街路整備事業、農人町線街路整備、公園建設事務
みどり課	公園等管理、ちびっ子遊園助成、環境緑地維持管理、緑化推進委託、公園墓地等管理、公園墓地等整備

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成15年4月1日から平成15年11月30日までの間における都市整備部の予算執行状況、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ都市整備部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成15年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成15年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

主として使用料、財産収入及び諸収入について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、その一部を抽出して、申請、減免等にかかる一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、徴収、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

一部滞納となっているものについては、早期に解消されるとともに、今後新たな滞納を生じないように努められたい。

(3) 支出事務について

委託料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

前渡資金の取扱いについて、取扱状況及び差引簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

委託料、工事請負費、備品購入費について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

(5) 財産管理事務について

管理財産について、行政財産（土地・家屋）の登記、現況等に関する資料により審査し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

管理備品について、主に平成15年度に取得及び廃棄したものを備品管理簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(6) その他

① 都市整備部において管理する公印及び領収印について、管守者及び担当者より管理簿及び使用簿の提示を求め、その管理方法及び使用方法等の説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後とも適正に使用するとともに、厳正な管理に留意されたい。

② 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取した結果、課、係、担当者により時間数及び取得日数に若干の不均衡が見られ、一部には恒常的な時間外勤務も見受けられた。

職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに恒常的な時間外勤務については見直しを図られたい。

- ③ 市ノ池公園キャンプ場の使用許可書類の記載に一部不明瞭なものが見受けられた。正確に記載されたい。